【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月25日
【会社名】	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
【英訳名】	Japan Best Rescue System Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役　　榊原　暢宏
【本店の所在の場所】	名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号
【電話番号】	052（883）0791（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　鈴木　良夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市昭和区鶴舞二丁目17番17号
【電話番号】	052（883）0850
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　　鈴木　良夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番20号）

１【提出理由】

平成25年12月20日開催の当社第17回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類　金銭

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金1,000円　総額57,544,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年12月24日

第２号議案　定款一部変更の件

①株式分割及び単元株制度の採用に伴い、第６条（発行可能株式総数）の変更並びに第７条（単元株式数）、第８条（単元未満株式についての権利）、及び第９条（単元未満株式の売渡請求）を新設するとともに、条数の繰下げを行う。

②第６条の変更並びに第７条乃至第９条の新設及びこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則第１条及び第２条の新設を行う。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役として、榊原暢宏、鈴木良夫、宮本稔久、竹内正行、笠井篤史の５名を選任する。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役として、渡邊俊雄を選任する。

第５号議案　取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内に改定する。

第６号議案　監査役の報酬限度額改定の件

監査役の報酬限度額を年額40,000千円以内に改定する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案 剰余金の処分の件	36,667	59	0	（注）１	可決　99.8%
第２号議案 定款一部変更の件	36,671	55	0	（注）２	可決　99.8%
第３号議案 取締役５名選任の件					
榊原　暢宏	36,397	329	0	（注）３	可決　99.1%
鈴木　良夫	36,649	77	0		可決　99.7%
宮本　稔久	36,649	77	0		可決　99.7%
竹内　正行	36,649	77	0		可決　99.7%
笠井　篤史	36,649	77	0		可決　99.7%
第４号議案 監査役１名選任の件				（注）３	
渡邊　俊雄	36,654	72	0		可決　99.8%
第５号議案 取締役の報酬限度額改定の件	36,523	203	0	（注）１	可決　99.4%
第６号議案 監査役の報酬限度額改定の件	36,520	206	0	（注）１	可決　99.4%

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会の前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日に出席した株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以　上